

2018年2月23日  
執務要領(GA)第2-19001号

## 談合情報等対応マニュアル

総務部長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成20年法律第127号。以下「入契法」という。）第10条、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月閣議決定）第2及び独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程（平成20年規程（総）第24号）第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の行う入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、談合情報等対応マニュアルを下記のとおり定める。

### 記

#### 1 適用範囲

このマニュアルは、機構が日本国内で発注する全ての調達案件及び海外で発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる工事という。以下同じ。）のうち建設業法に基づく建設業の許可を日本国内で受けている建設業者が参加するものに適用する。

#### 2 基本的対応

##### （1）情報等の把握と報告

- ア 職員が、担当する調達案件について入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）又は談合があると疑うに足る事実（以下まとめて「談合情報等」という。）を把握した場合には、直ちに上長に報告する。この場合において、外部者から情報提供を受けた場合には、可能な限り情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認する。
- イ 報告を受けた部等の長は、直ちに談合情報等報告書（別紙様式1）に必要な情報を記載し、調達部長及び総務部長に提出し、調達部長は、談合情報等報告書の写しを付して、調達部担当理事に報告する。

##### （2）対応方針の決定

調達部担当理事は、下記3に記載されているところに従い、次の対応方針を決定し、調達部長は、調達部担当理事の決定に従い、速やかに総務部長及び関係部等の長と協力して対応を行うものとする。

- ア 談合情報の確認（外部者からの情報提供の場合のみ）
- イ 公正取引委員会への通知又は通報
- ウ 事情聴取の実施
- エ 入札の延期その他の入札の公正な執行を確保するための対応

調達部担当理事が公正取引委員会への通知又は通報を行うことを決定した事案については、総務部長から、内部統制担当理事（総務部担当理事）に速やかに情報を共有し、その後の対応についても随時、情報を共有するものとする。

### 3 具体的な対応

#### （1）談合情報の確認（外部者からの情報提供の場合のみ）

外部者から談合情報の提供があった場合は、可能な範囲で当該情報提供者の身元確認等を行い、更に、必要に応じて追加的な情報収集・調査を行う。この場合は、後で公正取引委員会による審査活動の妨げとならないよう留意する。談合情報の確認は、調達部長の指名を受けた職員が行う。

#### （2）公正取引委員会への通知又は通報

- ア 談合情報等が、機構が発注する建設工事にかかる入札又は契約に関するものであって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があると調達部担当理事が判断するときは、談合情報等報告書の写しその他関連する資料を提出することにより公正取引委員会への通知を行う。
- イ 上記ア以外の場合であって、公正取引委員会に任意の通報を行うべきであると調達部担当理事が判断する場合は、上記アに準じて公正取引委員会への通報を行う。
- ウ 上記ア又はイによる公正取引委員会への通知又は通報は、談合情報等が得られた調達案件の入札が実施される地域を管轄する公正取引委員会事務総局地方事務所（支所。ただし、関東地方の場合は、公正取引委員会事務総局審査局。）に対して行う。
- エ 上記ア又はイにより公正取引委員会へ通知又は通報を行う場合は、追加の情報や機構の追加の措置（調達プロセスに関する対応、事情聴取の実施等）について、逐次、公正取引委員会に情報の提出及び報告を行う。

(3) 事情聴取の実施

- ア 調達部担当理事が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者又は入札を行った者全員に対し事情聴取を行う。事情聴取は、調達部長の指名を受けた職員が行う。
- イ 事情聴取を行う対象者は、原則として契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。
- ウ 入札執行前に事情聴取を行う場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行う。
- エ 事情聴取結果については、事情聴取書（別紙様式2）にまとめ、写しを公正取引委員会に提出する。
- オ 事情聴取の結果等を踏まえて調達部担当理事は、談合の事実があったかどうか判断し、その後の対応を決定する。

(4) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

- ア 入札執行前である場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめる。
- イ 落札者決定後であれば、入札を無効とする。
- ウ 契約締結後であれば、契約履行状況を踏まえて契約解除を検討する。
- エ 談合に関与した企業に対し、別に定めるところにより契約競争参加資格停止措置を行う。
- オ アからエまでの対応を行った場合は、公正取引委員会に速やかにその旨報告する。
- カ 建設工事において、アの規定により入札の執行を延期した場合で、入札書と経費内訳書が提出されていたときは、それらを保管すると共に、入札を取りやめた場合、公正取引委員会への報告に併せてそれらの写しを提出する。

(5) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

- ア 全ての事情聴取対象者から誓約書（別紙様式3）を自主的に提出させた上で調達プロセスを再開するものとし、誓約書の写しを公正取引委員会に提出する。
- イ 入札執行前の場合には、以下の対応を行う。
  - (ア) 入札執行後に談合の事実が認められた場合には入札は無効となり、また、機構の契約競争参加資格停止措置の対象となりうる旨の注意を促した後に入札を行う。
  - (イ) その際、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し経費内訳書

を提出するよう要請する。ただし、経費内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日に事情聴取を行うなどあらかじめ経費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、経費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、経費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は経費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応する。

- (ウ) 入札には、契約担当職員（当該案件の積算内容を把握している職員）が立ち会い、入札会場とは別室にて、談合の形跡がないか、経費内訳書を入念にチェックする。
  - (エ) 経費内訳書のチェックを行った結果、談合の事実があったと認められる場合には、上述（４）の対応を行う。
  - (オ) 入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ提出する。
- ウ 入札執行後の場合は、以下の対応を行う。
- (ア) 契約締結前の場合は、落札者と契約を締結の上、入札調書の写しを公正取引委員会へ提出する。
  - (イ) 契約締結後の場合は、入札調書の写しを公正取引委員会へ提出する。

#### （６）報道機関等への対応

談合情報等について機構が把握した後、報道機関等から説明を求められた場合は、広報室報道課において対応する。この場合において、談合情報等については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に通知又は通報している旨を明らかにすることとする。

#### （７）対応結果の報告

談合情報等を把握した部等の長及び調達部長は、上記の対応の結果をとりまとめ、調達部担当理事、総務部長及び監査室長に報告する。

以 上

別紙様式 1 談合情報等報告書

別紙様式 2 事情聴取書

別紙様式 3 誓約書

## 別紙様式 1

## 談合情報等報告書

年 月 日

談合情報等を把握した日時	20 年 月 日 ( ) 時 分
案件名・案件担当部署	案件名： 案件担当部署：
入札（予定）日・場所	20 年 月 日 ( ) 時 分 場所：
談合情報等の内容	
外部者提供の談合情報である場合	情報提供者 ・報道機関・匿名・その他 ( ) 機関名： 役職・氏名等： 連絡先：
	受信者所属・氏名
	情報手段 ・電話・メール・書面・面接・報道 ・その他 ( )
	応答の概要
	応答者所属・氏名
この件の問合せ先	所属・氏名： 連絡先：

(注) 情報が書面の場合には写しを添付すること。また、参考資料等がある場合には添付すること。

別紙様式 2

事情聴取書

工事等の名称：

事業者名：

被事情聴取者役職・氏名：

事情聴取者役職・氏名：

事情聴取の日時：

〃 場所：

質問事項（参考例）	聴取内容
1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との疑いがありますが、そのような事実がありますか。	
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。	
3. あった場合、どのような内容の打ち合わせ、または話合いでしたか。	

誓約書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 殿

会社住所  
会社名称  
代表者氏名 印  
(代理人氏名 印)

今般、下記の調達案件の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の規定に抵触する公正な入札の確保に反する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該調達案件に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効に（契約を解除）されても、異議は申し立てないことを併せて誓約します。

なお、この誓約書が公正取引委員会に提出されても異議はありません。

記

1 調達案件の名称

2 調達案件の公示日